

大野市公共下水道事業

②手続き・費用について



公共下水道整備の流れ

公共下水道整備の流れ

下水道工事

(下水管理設・
公共ます設置)

公共ます設置場所の確認をお願いします。「公共ます調査票」を提出いただき、官民境界から1m以内の宅地内に設置します。

供用開始

(公共下水道が
使えます)

供用開始の日よりいつでも公共下水道が利用できます。お早めのご利用をお願いします。

受益者負担金

賦課

供用開始される地域内のすべての宅地について、土地の面積に応じ、受益者負担金を納めていただくことになります。

工事終了後、
供用開始前に
接続したい場合は
ご相談ください。

排水設備工事

(改造費用)

使用開始

(使用料)

受益者負担金

(分割又は一括)

当地区は、令和7年度から順次、供用開始予定です。



排水設備工事

公共ますへトイレ・台所・風呂などからの汚水を流し込む設備のことを「排水設備」といいます。

公共下水道が整備され、使用できるようになった区域(供用開始区域)では、家屋を所有する方などの個人負担で排水設備工事をしていただくことになります。



個人が排水設備指定工事店に依頼して工事を行ってください。(工事費は個人負担)

工事費の一部として受益者負担金を負担していただきます。

排水設備工事は指定工事店へ

公共下水道へ接続するための排水設備工事は、一定の施工基準、技術水準のもとで正しく行われないと、排水管(宅内污水管)が詰まる原因となり、使用者の日常生活に支障を起こしたり、公共下水道施設の機能にも悪い影響を与えたりすることになります。

大野市では、排水設備工事に必要な知識と技術を持った工事店を、「大野市公共下水道排水設備指定工事店」として指定しており、これらの工事店でない、公共下水道への接続工事ができないことになっています。

(大野市公共下水道条例第7条)

排水設備指定工事店



指定工事店は、随時更新していますので、最新情報をご確認ください。なお、市のホームページでもご確認いただけます。

排水設備工事の施工例



排水設備は個人がつくる施設で、左の図は標準的な工事の例です。

井戸水を使用の場合は、湯水機(ポンプ)の吐出口に市が貸与する計測器(メーター)を設置していただくことになります。

家屋の形状により、排水管の距離、使用器具、材料、工事の施工方法が異なります。見積り内容をよく確認してください。

また、付随した改築や改良工事(改築工事)を行う場合には、これらの費用も別途必要となります。



公共下水道へ接続を

台所、風呂などからの雑排水は公共下水道へ

現在、生活の中で発生する雑排水を道路側溝や用水路などに流している場合は、**供用開始から1年以内**に公共下水道に流すよう排水設備を設けなければなりません。

(大野市公共下水道条例第3条)

浄化槽は廃止し、直接公共下水道へ

公共下水道が整備されると、浄化槽の必要はなくなります。浄化槽は適切な処置をしたあと廃止し、**供用開始から1年以内**に、し尿・雑排水とも公共下水道へ流さなければなりません。

(下水道法第10条・大野市公共下水道条例第3条)

くみ取り式トイレは水洗式トイレへ

くみ取り式トイレは、**供用開始から3年以内**に、水洗式トイレに改造し、公共下水道へ流さなければなりません。

(下水道法第11条の3)

家庭からの
雑排水

浄化槽代替で
し尿・雑排水

くみ取り式
トイレの水洗化

大野市公共下水道

パンフレット 4 ページ

公共下水道へ接続を

台所、風呂などからの雑排水は公共下水道へ

現在、生活の中で発生する雑排水を道路側溝や用水路などに流している場合は、**供用開始から1年以内**に公共下水道に流すよう排水設備を設けなければなりません。

(大野市公共下水道条例第3条)

浄化槽は廃止し、直接公共下水道へ

公共下水道が整備されますと、浄化槽の必要はなくなります。浄化槽は適切な処置をしたあと廃止し、**供用開始から1年以内**に、し尿・雑排水とも公共下水道へ流さなければなりません。

(下水道法第10条・大野市公共下水道条例第3条)

くみ取り式トイレは水洗式トイレへ

くみ取り式トイレは、**供用開始から3年以内**に、水洗式トイレに改造し、公共下水道へ流さなければなりません。

(下水道法第11条の3)

家庭からの
雑排水

浄化槽切替で
し尿・雑排水

くみ取り式
トイレの水洗化

大野市公共下水道

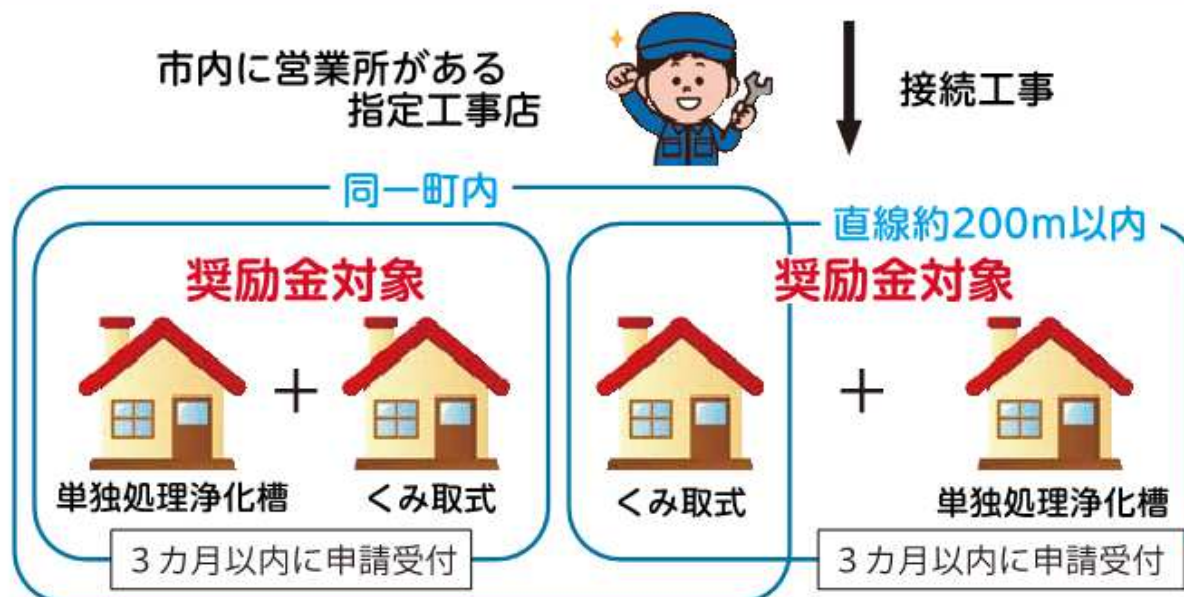
パンフレット7（下）ページ

ご近所接続奨励金

ご近所同士でグループを作り、一斉に公共下水道への接続工事を行った場合、1軒当たり5万円を補助します。

制度の利用には、以下の条件があります

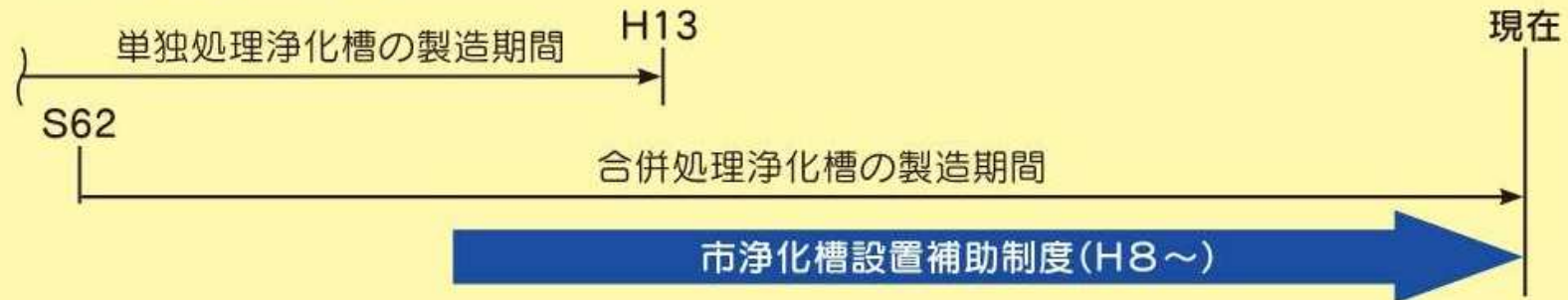
- ご近所同士の2軒以上の家屋などでグループを作ること
- 単独処理浄化槽**または**くみ取式トイレ**からの接続であること
- 新築や改築による接続工事でないこと
- 同一工事店の工事であること
- グループ内の全ての排水設備等計画確認申請の市の受け付けが3カ月の範囲内になること



奨励金対象外 ○新築や改築 ○合併処理浄化槽からの接続

パンフレット 8 ページ

参考:浄化槽の種類と補助



	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽 (設置補助有り)	合併処理浄化槽 (設置補助無し)
市内の残存基数	約4,000基	約1,400基	約200基
浄化槽の説明	・トイレからのし尿のみ処理 ・平成13年度までに設置された浄化槽のほとんどは単独処理浄化槽	・トイレ、台所、お風呂等の全ての生活排水を処理 ・約30万～100万円の設置補助を受けた浄化槽(補助の条件として、下水道供用開始時に下水道に接続する旨の誓約書を提出)	左記以外の浄化槽
目視での見分け方※	一般的にふたは2枚	一般的にふたは3枚(コンパクト型は2枚の場合有り)	
耐用年数	浄化槽の耐用年数は、機器類は約7～15年、躯体は約30年といわれています。耐用年数に達していない場合でも、経過年数が長ければ故障のリスクは高まります。老朽化により全国でも破損等の事例が報告されています。		

※一般的な事例であり、ふたの枚数のみで判断出来ない場合があります。詳しくは、建築会社や浄化槽管理会社へご確認ください。

パンフレット 9・10ページ



下水道・計測器の使用料

排水設備工事が完了し、公共下水道を使用されますと、「下水道使用料」を納めていただくことになります。また、井戸水使用の場合は、揚水機（ポンプ）の吐出口に設置していただく計測器（メーター）の使用料も併せて納めていただきます。

皆さまから頂いた使用料は、処理場やポンプ場、下水道管といった公共下水道施設の維持管理費などに充てられます。

下水道の使用料算定方法

使用水量（検針値）により算定します。

- ①上水道の場合は、**上水道使用水量**となります。
- ②井戸水の場合は、揚水機（ポンプ）の吐出口に市が貸与する計測器（メーター）を設置していただき、市の検針員が計測した**水量**となります。
- ③上水道と井戸水の両方を使用している場合は、**合計した使用水量**となります。



下水道使用料（1か月につき）

下水道使用料金の基準は下表のとおりです。
なお、1㎡（立方メートル）は1,000ℓ（リットル）です。

汚水の区分	基本使用料	超過使用料	
		使用水量	1㎡当たりの金額
一般汚水	1,540円 (10㎡まで)	11～20㎡	165円
		21～50㎡	176円
		51～100㎡	187円
		101㎡以上	198円
公衆浴場汚水		11㎡以上	77円

※消費税および地方消費税を含まない金額

※月の中途において使用開始し、1月の使用期間が15日以内かつ使用水量が5㎡以下の場合は、当該月の基本使用料が1/2になります。

計測器（井戸水メーター）は…

井戸水には、計測器（メーター）の設置が必要です。

各家庭での給水の方法（上水道、井戸水、併用等）や宅内配管は、千差万別です。このため、管理また公平性の確保の観点から、市が貸与する計測器（メーター）は、揚水機（ポンプ）の吐出口（揚水機本体からの最初の出口）に設置していただきます。

メーターの値を示す
カウンターは、（市の）
検針員が計測します。
家の前面など、検針
しやすい場所に設置し
てください。



計測器使用料（1か月につき）

揚水機（ポンプ）の吐出口に設置した計測器（メーター）は、定期交換が必要のため、計測器使用料がかかります。計測器使用料金は下表のとおりです。
なお、上水道メーターをご使用の場合は、下水道メーター使用料はかかりません。

口 径	使用料	口 径	使用料
13mm	132円	50mm	748円
20mm	198円	75mm	1,430円
25mm	253円	100mm	2,090円
30mm	286円	125mm	2,530円
40mm	385円	150mm	3,960円

※一般的な家庭では、通常25mm口径となる場合が多く見受けられます。

※消費税および地方消費税を含まない金額

※月の中途において使用開始し、1月の使用期間が15日以内かつ使用水量が5㎡以下の場合は、当該月の計測器使用料が1/2になります。

使用料のお支払いは…

使用料の徴収は、2か月に1度（奇数月）となります。

期 別	該当月	検 針 時 期	請 求 時 期	納 期 限
第1期	3・4月	4月20日～末日	5月中旬	5月末日
第2期	5・6月	6月20日～末日	7月中旬	7月末日
第3期	7・8月	8月20日～末日	9月中旬	9月末日
第4期	9・10月	10月20日～末日	11月中旬	11月末日
第5期	11・12月	12月15日～末日	1月中旬	1月末日
第6期	1・2月	2月20日～末日	3月中旬	3月25日

※納期は、日曜日、土曜日および国民の祝日に該当する場合は、その翌日となります。

パンフレット 1 1 (上) ページ

使用料金の目安

下水道・計測器(メーター)の使用料の計算例

1期(2か月間)で64 m^3 使用した場合 *1人当たり使用水量8 m^3 /月、4人世帯をモデルとして

基本使用料(10 m^3 /月まで)	1,540 円 × 2か月	=	3,080 円
11 m^3 ~ 20 m^3 まで	165 円 × 10 m^3 × 2か月	=	3,300 円
21 m^3 ~ 32 m^3 まで	176 円 × 12 m^3 × 2か月	=	4,224 円
25mm口径計測器使用料	253 円 × 2か月	=	506 円

2か月当たりの合計(1期分) 11,110 円

(消費税および地方消費税を含んだ額です。1円未満は切り捨てして請求します。)

1か月当たりの使用料合計 5,555 円



パンフレット 13・14ページ



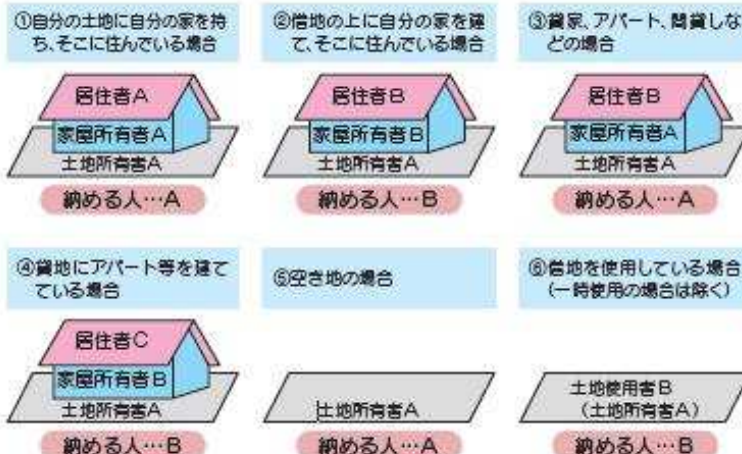
受益者負担金

身の回りの川の汚れを防ぐ下水道は、まちづくりの基盤となる重要な施設です。しかし、施設の整備には、長い年月と巨額の費用が必要です。費用は、国や県からの補助金、市費(市債・税)に加え、下水道整備により恩恵を受ける人に納めていただく**受益者負担金**によってまかなわれます。負担の公平の原則を守り、下水道建設費の一部を負担していただくのが、**受益者負担金**です。

受益者とは

原則として、公共下水道が整備される区域内の土地の所有者が受益者となります。ただし、その土地に地上権、賃権、使用貸借または賃貸借等の権利が設定されている場合は、その権利者が受益者となり負担金を納めていただくことになります。受益者負担金を納めていただく方は、概ね下図の基準によりますが、実際にはいろいろな形態があると考えられますので、土地の所有者と権利者の間で十分に話し合った上で、受益者を決めてください。

所有地について、所有者以外の権利者(下図参照)が受益者となる場合は、その方の記名・押印を求めて申告書を出してください。また、共有地の場合には代表者を、所有者が死亡している場合には代わりの人を定めて申告してください。



受益者負担金の金額

受益者負担金の計算

【戸数均等割額】150,000(円/戸) + 【面積割額】土地面積(㎡)×300(円/㎡)
公共ます(公共下水道に接続するためのます)は、1受益者につき1個の設置費用が、受益者負担金に含まれます。



①駐車場や空き地などで公共ます設置を希望しない場合も、「面積割額」はご負担いただきます。
②納付開始前に1受益者が2個以上の公共ます設置を希望する場合は、2個目からの設置費用15万円を工事実施前に納入していただきます。
③納付開始後に公共ます設置を希望する場合は、下水道管埋設工事のときに駐車場や空き地だったなど、市の認める特別の理由がある場合を除き、1個につき15万円の設置費用を工事実施前に納入していただきます。

受益者負担金の納め方

分割納付

受益者負担金の全額を5年に分割し、さらに1年を4回に分けて計20回で納付していただきます。

各年度の納期			
第1期	第2期	第3期	第4期
6月	9月	12月	2月

※1回分に100円未満の納額がある場合は、1年目の第1期分に合算します。

一括納付

まとめて納付した場合、報奨金の対象となります。

【報奨金の交付率】

	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目			
	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期	1期	2期	3期	4期
交付率	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.0%	6.5%	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	
前納期数	19期	18期	17期	16期	15期	14期	13期	12期	11期	10期	9期	8期	7期	6期	5期	4期	3期	2期	1期	
報奨金額	各前納期数の金額に交付率を乗じた額。ただし、100円未満は切り捨て。																			

上の表の率に応じて報奨金が交付されます。(報奨金分を差し引いての納付となります。)

例1) 1年目の第1期の納付期(6月30日まで)に、全額を一括納付した場合は、19期分金額の10%(100円未満切り捨て)が納付額から差し引かれます。

例2) 2年目の第1期の納付期(6月30日まで)に、残額を一括納付した場合は、11期分金額の6%(100円未満切り捨て)が納付額から差し引かれます。



①最終の納付までの全てを納めた場合のみが対象となります。(各年度の1年分をまとめて納めても対象とはなりません。)
②納付期を過ぎていた分については、報奨金の計算の対象外となります。
③各年度の当初にその年度分の分割納付書にあわせて残額一括納付書(1年目は全額納付書)を送付します。各年度の途中で残額を一括で納める場合は、別に納付書が必要となりますのでお当座までご連絡ください。
④徴収漏れや漏れの対象となった土地は、将来にわたり報奨金の対象になりません。

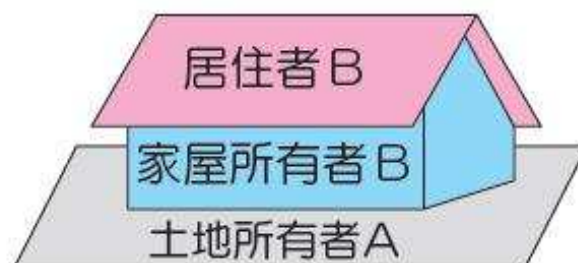
パンフレット 13 (下) ページ

①自分の土地に自分の家を持ち、そこに住んでいる場合



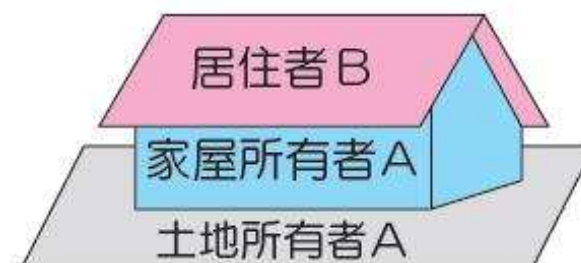
納める人…A

②借地の上に自分の家建て、そこに住んでいる場合



納める人…B

③貸家、アパート、間貸しなどの場合



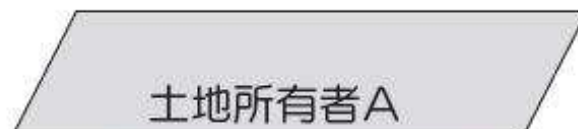
納める人…A

④貸地にアパート等を建てている場合



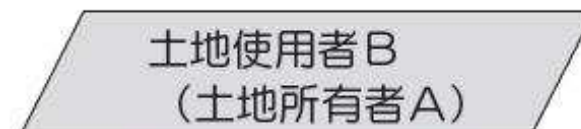
納める人…B

⑤空き地の場合



納める人…A

⑥借地を使用している場合
(一時使用の場合は除く)



納める人…B

パンフレット 14 (上) ページ

受益者負担金の金額

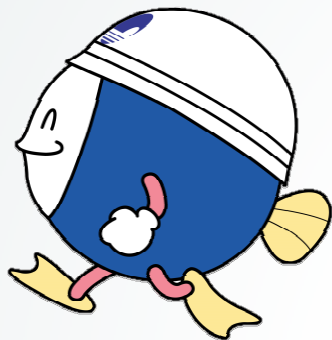
受益者負担金の計算

【戸数均等割額】 150,000(円/戸) + 【面積割額】 土地面積(m²) × 300(円/m²)

公共ます(公共下水道に接続するためのます)は、1受益者につき1個の設置費用が、受益者負担金に含まれます。

注意

- ① 駐車場や空き地などで公共ます設置を希望しない場合も、「面積割額」はご負担いただきます。
- ② 供用開始前に1受益者が2個以上の公共ます設置を希望する場合は、2個目からの設置費用15万円を工事実施前に納入していただきます。
- ③ 供用開始後に公共ます設置を希望する場合は、下水道管理設工事のときに駐車場や空き地だったなど、市の認める特別の理由がある場合を除き、1個につき18万円の設置費用を工事実施前に納入していただきます。



まとめ



- 工事は令和5年度から実施。
- 公共ますの調査に各家庭訪問に伺う。
- 費用は
排水設備工事費、受益者負担金（公共ます
代含む）、下水道使用料
の3点が発生する。

END